

旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正点

1 改正の目的

平成30年4月2日付け老発0402第1号「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」により、標準指導指針が改正されたことに伴い、旭川市においてもこれに対応した改正を行う。

2 用語の解説

「有料老人ホーム」

- ・高齢者を入居させ、介護、食事、家事、健康管理のサービスのいずれかを提供する施設（老人福祉法第29条）
- ・市への届出が義務とされているが、届出がなくても上記の要件をみたしていれば、老人福祉法上は有料老人ホームとなる。
- ・「介護付」「住宅型」「健康型」の3つの類型がある。

介護付：介護保険の「特定施設入居者生活介護」の指定を受け、有料老人ホームの職員が入居者に直接介護サービスを提供する。

住宅型：有料老人ホームの職員は介護サービスを提供せず、外部の訪問介護事業所などから介護サービスの提供を受ける。

健康型：介護が必要になった場合は退去する必要がある。

「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」(以下、「標準指導指針通知」という。)

- ・「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」(以下、「標準指導指針」という。)と、その性格や有料老人ホームの指導上の留意点などについて、都道府県等あてに示した厚生労働省の通知。
- ・標準指導指針は、都道府県等において地域の状況に応じた指導指針を作成するための参考として、厚生労働省が示した有料老人ホームの定義や運営、設備に関する標準となる基準。

「旭川市有料老人ホーム設置運営指導指針」(以下、「市指導指針」という。)

- ・標準指導指針を踏まえ、旭川市内における有料老人ホームに関する基準を定めた指針であり、一部は市独自の基準としている。

3 市指導指針の改正

(1) 改正点

① 老人福祉法の改正に伴う見直し

ア 前払金保全の義務の対象拡大

前払金保全の対象外となっていた平成18年3月31日以前に届出のあった有料老人ホームについて、平成30年4月1日から3年を経過した日以降の入居者から義務化されたことに伴い、この間においても適切な保全措置に努めることとする。

イ 有料老人ホーム情報の報告

各有料老人ホームが提供するサービスの内容等について、市長への報告を義務づける。

○有料老人ホーム情報（老人福祉法施行規則別表）	
一	有料老人ホームの設置者に関する事項 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
二	当該報告に係る介護等の供与をし、又は供与をしようとする施設に関する事項 イ 施設の名称、所在地及び電話番号その他の連絡先 ロ 有料老人ホームの類型 ハ 施設の竣工年月日 ニ 当該報告に係る事業の開始年月日又は開始予定年月日 ホ 施設までの主な利用交通手段
へ	居室の状況 ト 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第五 条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅事業の登録の有無
三	介護等の内容に関する事項 イ 当該報告に係る介護等の内容等 ロ 入居対象となる者 ハ 当該報告に係る介護等の利用者への提供実績 ニ 利用者等（利用者又はその家族等をいう。）の意見を把握する体制、第三者 による評価の実施状況等
四	当該報告に係る介護等を利用するに当たっての利用料等に関する事項
五	施設において供与をされる便宜の内容、費用負担の額その他の入居契約に関す る重要な事項を説明することを目的として作成した文書の開示状況
六	その他都道府県知事が必要と認める事項

② 平成30年度介護報酬改定を踏まえた見直し

指定特定施設等における身体的拘束等の適正化を図るため、対象を検討する委員会の開催、指針の整備、職員に対する研修の実施等が義務付けされたことを踏まえて有料老人ホームにおいても同様の措置を求めるとする。

(2) 市指導指針新旧対照表（抜粋）

① 老人福祉法の改正に伴う見直し

新	旧
11 利用料等 (略) (2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。 (略)	11 利用料等 (略) (2) 前払い方式（終身にわたって受領すべき家賃又はサービス費用の全部又は一部を前払金として一括して受領する方式）によって入居者が支払を行う場合にあつては、次の各号に掲げる基準によること。 (略)
二 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届け出がさ	二 老人福祉法第29条第7項の規定に基づき、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、前払金に係る銀行の債務の保証等の「厚生労働大臣が定める有料老人ホームの設置者等が講ずべき措置」（平成18年厚生労働省告示第266号）に規定する必要な保全措置を講じなければならないこと。なお、平成18年3月31日までに届出がされ

<p>れた有料老人ホームについては、平成30年4月1日から3年間は<u>保全措置の法的義務付けの経過期間となっているが、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p>	<p>た有料老人ホームについては、<u>保全措置の法的義務付けはないが、入居者の利益を保護する観点から、前払金の算定根拠を書面で明示するとともに、適切な保全措置を講じるよう努めること。</u></p>
<p>13 情報開示 <u>(3) 有料老人ホーム情報の報告</u> <u>設置者は、老人福祉法第29条第9項の規定に基づき、有料老人ホーム情報を市長に対して報告すること。</u></p>	<p>13 情報開示 (追加)</p>

② 平成30年度介護報酬改定を踏まえた見直し

新	旧
<p>9 サービス等 (略) <u>(7) 身体的拘束等の適正化を図るために、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>イ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> <u>ロ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> <u>ハ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。</u></p>	<p>9 サービス等 (略) (追加)</p>

(3) 別記様式第1号(重要事項説明書)の改正

① 標準指導指針における様式の改正

標準指導指針において、様式の一部に修正があったことから、これを市指導指針に反映する。

- ア 「4. サービスの内容 (介護サービスの内容) 特定施設入居生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無」に「入居継続支援加算 1あり 2なし」を追加。
- イ 「4. サービスの内容 (介護サービスの内容) 特定施設入居生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無」に「生活機能向上連携加算 1あり 2なし」を追加。
- ウ 「4. サービスの内容 (介護サービスの内容) 特定施設入居生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無」に「若年性認知症入居者受入加算 1あり 2なし」を追加。
- エ 「4. サービスの内容 (介護サービスの内容) 特定施設入居生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無」に「口腔衛生管理体制加算 1あり 2なし」を追加。
- オ 「4. サービスの内容 (介護サービスの内容) 特定施設入居生活介護の加

算の対象となるサービスの体制の有無」に「栄養スクリーニング加算 1あり 2なし」を追加。

カ 「4. サービスの内容 (介護サービスの内容) 特定施設入居生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無」に「退院・退所持連携加算 1あり 2なし」を追加。

キ 「別添1 事業主体が旭川市内で実施する他の介護サービス <居宅介護予防サービス>」から「介護予防訪問介護」を削除。

ク 「別添1 事業主体が旭川市内で実施する他の介護サービス <居宅介護予防サービス>」から「介護予防通所介護」を削除。

ケ 「別添1 事業主体が旭川市内で実施する他の介護サービス <介護保険施設>」に「介護医療院」を追加。

② 市独自の項目の追加

標準指導指針にない項目について、市指導指針に追加する。

ア 「別添1 事業主体が旭川市内で実施する他の介護サービス」に「<介護予防・日常生活支援総合事業> 第1号訪問事業」を追加。

ア 「別添1 事業主体が旭川市内で実施する他の介護サービス」に「<介護予防・日常生活支援総合事業> 第1号通所事業」を追加。

ア 「別添1 事業主体が旭川市内で実施する他の介護サービス」に「<介護予防・日常生活支援総合事業> 第1号介護予防支援事業」を追加。

③ 文言の整理等による修正

改正前の市指導指針において、修正が必要な箇所について整理する。

ア 「3. 建物概要 建物 耐火構造」の「3その他」に括弧を追加。
※括弧のもれ。

イ 「3. 建物概要 消防用設備等」の「消防設備」を「防災設備」に修正。
※標準指導指針においては改正前より防災設備となっているが、市指導指針には消防設備となっており、異なる項目とした経過が不明であるため、標準指導指針に合わせて修正する。

ウ 「4. サービスの内容 (介護サービスの内容) 特定施設入居生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無 サービス提供体制強化加算」の下段の「(Ⅱ)」を「(Ⅲ)」に修正。
※表記の誤り。

(4) 改正要綱の施行日

平成30年7月1日とする。